

第 1 章 計画の基本的事項

1. 背景と目的

平成 16 年景観緑三法が成立しました。全国各地で個性ある良好な都市環境の整備を進めていくためには、美しい景観づくりと豊かな緑の形成を一体となって進めていくことが重要であるという趣旨によるものです。これに合わせ都市緑地保全法、都市公園法等の見直しが行われ、緑の基本計画の充実による都市公園の整備及び緑地の保全・緑化の総合的な推進などが図られることになりました。

こうした中、平成 18 年 3 月に市町村合併により奄美市が誕生し、豊かな自然環境と古き良き伝統文化を大切にしまちづくりが進められています。「自然・ひと・文化が共につくるきよらの郷(しま)」を将来像に位置付け、「市民との共生・協働による地域づくり」の理念のもと、市民と行政が一体となった新たなまちづくりに取り組んでいます。また群島内においては、世界自然遺産登録に向け、国立公園化の取り組みも行われています。このような背景のもと、本計画は市民の生活環境に寄与する緑地の保全、公園整備、公共施設や民有地の緑化推進の目標を定め、基本的な方向を示すことを目的とします。

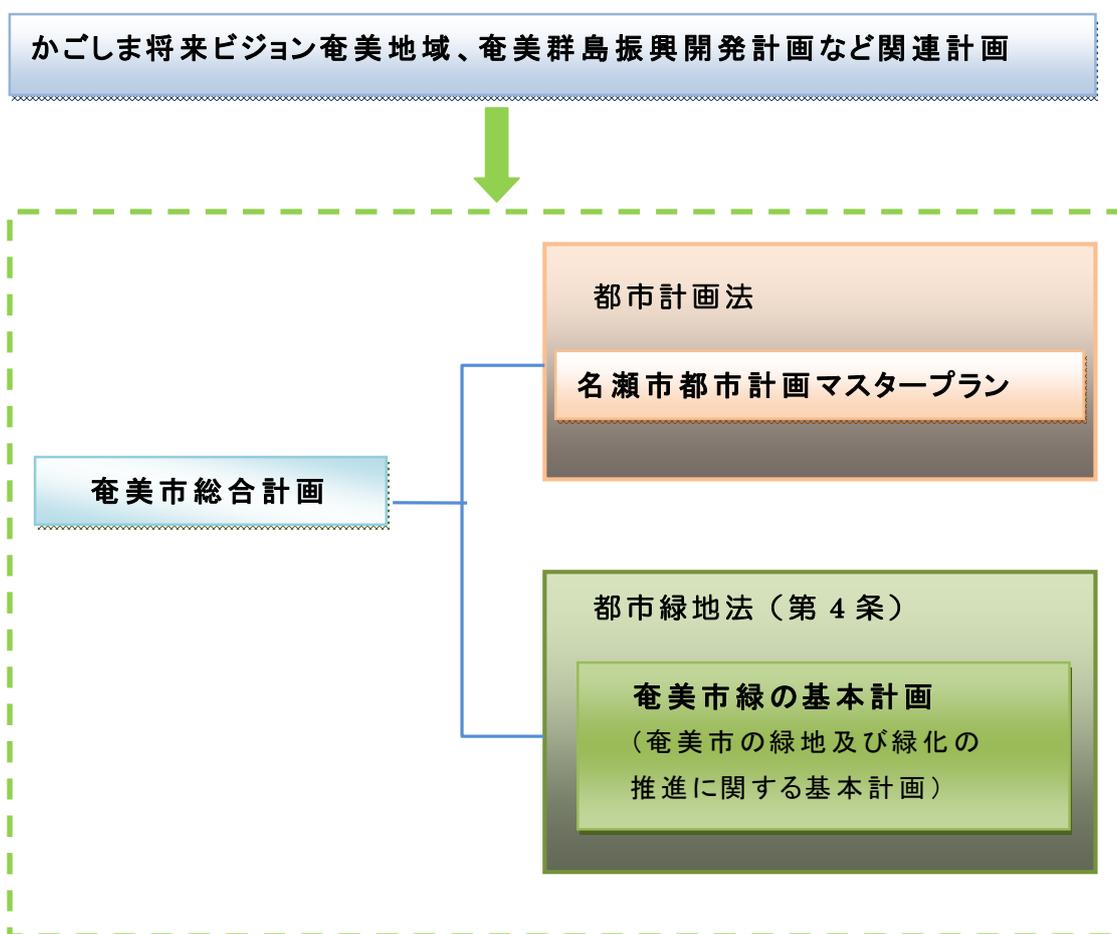
具体的には、都市公園の整備や、緑地保全地域の指定、道路の緑化、河川などの水辺、港湾や学校などの公共施設の緑化、市民による緑化活動、緑化意識の普及・啓発などのソフト面も含めた、市の緑全般に関する幅広い計画とします。



協働の地域づくり 奄美市クリーンアップ大作戦

2. 計画の位置付け

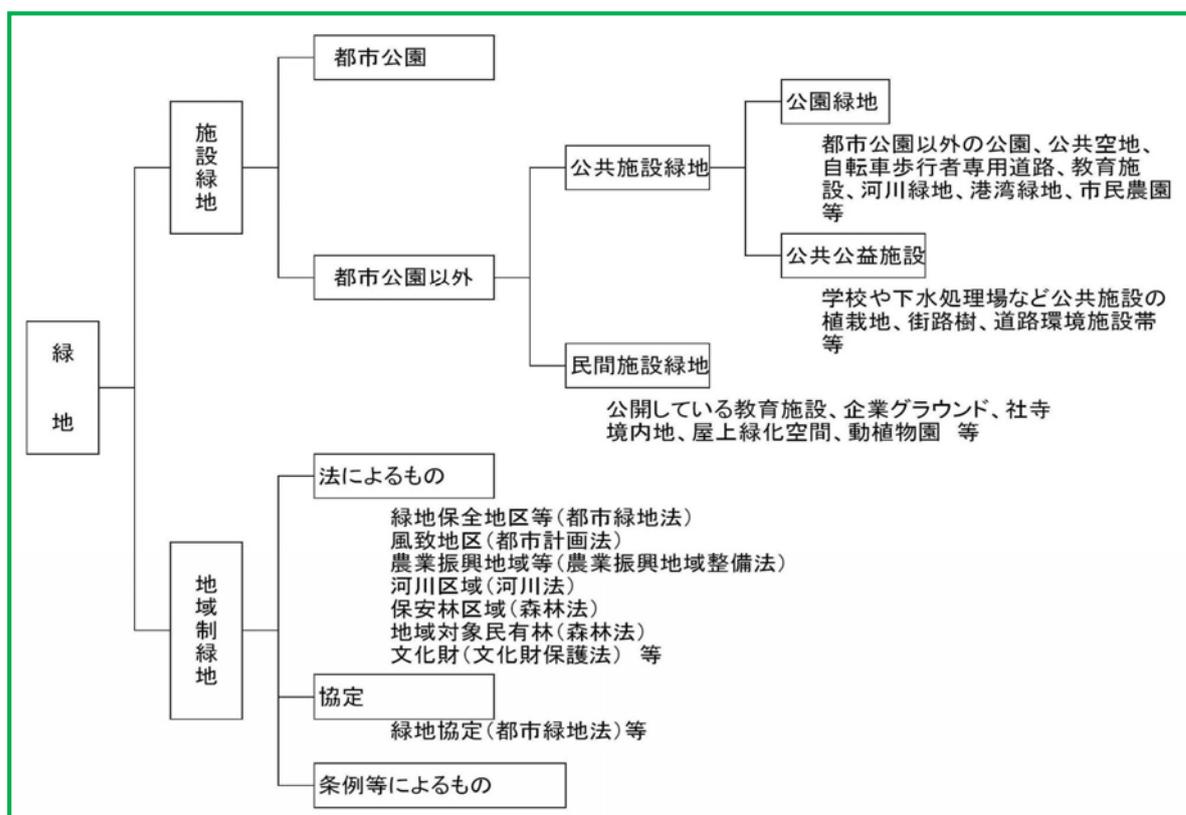
緑の基本計画は、国の景観緑三法や緑の政策に基づき、鹿児島県の「かごしま将来ビジョン奄美地域」、「奄美群島振興開発計画」などの上位・関連計画ならびに、既定の「奄美市市町村建設計画」のほか、都市計画法に基づく「名瀬都市計画、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「名瀬市都市計画マスタープラン」との整合を図りながら、それらの「緑」に関する部門を支える計画として位置付けられるものであります。



3. 緑の定義

緑の基本計画で扱う「緑」には、樹林地、草地や農地、河川の水辺地や岩地等の自然地物から、住宅地や工業地、商業地などの私有地における樹木や生垣、公共施設である公園、学校、街路樹など広い意味で幅広く緑を取り扱います。

緑地の分類



資料：緑の基本計画ハンドブックより編集作成

4. 緑の機能について

都市や地方の緑は、適正な保全・整備・管理を行うことにより多様な機能を発揮します。それには次のような機能が有ります。

- ① 人と自然が共生する都市及び地方環境を確保することができます。
⇒ 都市及び地方環境維持・改善機能
- ② 災害防止、避難地、救援活動拠点などの機能により、都市の安全性を確保できます。 ⇒ 防災機能
- ③ 多様性や四季の変化が心を育み、潤いのある美しい景観を形成します。
⇒ 景観形成機能
- ④ 緑の持つ多様な機能の活用により、変化に対応した余暇空間を確保できます。
⇒ 健康・レクリエーション機能



緑の機能

出典) 緑の基本計画ハンドブック

5. 対象地域と目標年次

本計画の対象地域は、奄美市全域とします。また、目標年次は、10年後の平成32年とします。ただし、社会や地域の情勢に大きな変化があった場合、必要に応じ見直しをします。

